

総務文教常任委員会資料

令和元年5月23日

まちづくり政策部まちづくり創造課

1	宿泊施設事業者誘致に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
---	-------------------------------------	-------

宿泊施設事業者誘致に向けた取組について

1 宿泊施設誘致の必要性等

平成30年度加東市宿泊施設誘致策検討業務では、市内事業者等からの一定の宿泊需要及び市外流出が常態化している状況が確認されているとともに、既存の宿泊施設は、立地・価格・顧客層上、その需要を満たすものではないと判断されています。

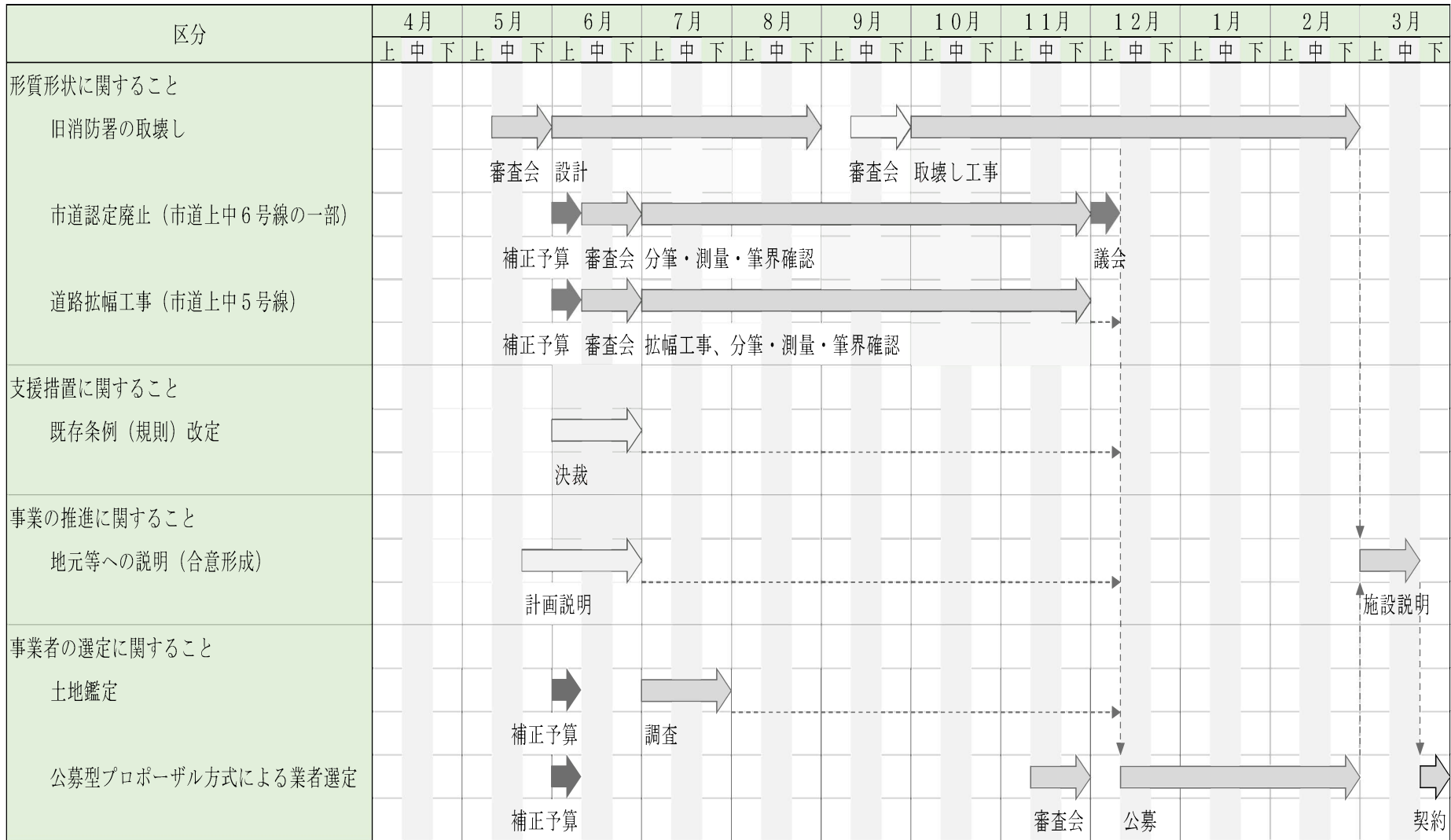
新たな宿泊施設の誘致は、市内事業所等の需要補完による地域産業の活性化や、インバウンドを含めた交流人口の促進、新たな工業団地用地の創出に向けた取組の推進、雇用機会の創出等の効果が見込まれるほか、都市機能の充実と地域経済の活性化につながることを期待されることから、宿泊施設の誘致を推進します。

2 これまでの経緯

- ・平成30年 7月19日～10月31日 加東市宿泊施設誘致策検討業務
- ・平成31年 1月22日 総務文教常任委員会（研修会）
- ・平成31年 3月 4日 総務文教常任委員会（研修会）

3 誘致に向けた取組方針

- (1) 場 所 加東消防署跡地ほか（加東市上中三丁目21番地ほか）
- (2) 面 積 約3,500㎡
- (3) 出店形態 土地：事業者による購入（市有地）
建物：事業者による建築（運営を含む）
- (4) 用 途 旅館業法第2条第2項に定める旅館・ホテル営業の用途
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業等のために使用することはできない。
- (5) 規 模 客室数120室以上
- (6) 考えられる支援措置
 - ・加東市企業立地促進条例に基づく固定資産税（土地、建物、償却資産）及び都市計画税相当額の奨励金交付
 - ・加東市工場等操業継続支援等助成金交付条例に基づく水道料金助成金交付
- (7) 事業者選定 公募型プロポーザル方式



〔箇所図〕



〔詳細図〕

